○農林水産省告示第二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町清水上分字牛王山上ミニ九九三のツ、二九九三のソ、二九九三のネ、清水下分字柿ノ平二〇九七、二〇九八、二一〇二、字除川二一二八の一、二一二八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字牛王山上ミニ九九三のツ・二九九三のソ・字柿ノ平二〇九八・字除川二一二八の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町用居字熊頭丙一六七五の二、字タルノシタ甲一五八一の一、甲一五八一の二、丙八六四の二、丙八六五の一から丙八六五の三まで、大板字コケガサコ道ノ上一七三三の一、字ツヌノクラ高石一七四一の一、字クボノ西ヲキ一七八五、一七八六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字熊頭丙一六七五の二・字タルノシタ甲一五八一の一・甲一五八一の二・丙八六四の二・丙八六五の一から丙八六五の三まで・字コケガサコ道ノ上一七三三の一・字ツヌノクラ高石一七四一の一・字クボノ西ヲキ一七八五（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県日高郡日高川町大字寒川字板垣内南原二九九六の三・三〇〇一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九九七から二九九九まで、三〇〇一の一、字小薮川南原三〇〇二の一、字長志南原二九五三の二・二九五三の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九五四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県日高郡日高川町大字寒川字小薮川二四二五、二四二六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　青森県三戸郡田子町大字遠瀬字大曽利一六の一一・新郷村大字戸来字六ツ橋七二の一・七二の二・七二の六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　埼玉県秩父郡東秩父村大字坂本字栗和田二六九五の七、二六九五の八、二七〇二の四、二七〇二の五、小鹿野町両神薄字串脇七七一五の六、七七一七の七から七七一七の九まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県福山市駅家町大字今岡三三一一の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　広島県三次市吉舎町吉舎字中山一七三の一〇七・一七三の一二三・一七三の一四〇・一七三の一四一・一七三の一九九・一七三の二二一から一七三の二三三まで・一七三の二五・一七三の二七・一七三の二九・一七三の三三から一七三の二四六・一七三の二四九から一七三の二五一まで（以上二十一筆国有林）、一七三の二〇〇

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため